

総務委員会 会議録

日 時 令和8年3月13日（金曜日） 午前9時55分～午前11時00分

場 所 白杵庁舎2階 第1委員会室

出席委員の氏名

委員長 梅田 徳男 副委員長 甲斐 尊 委 員 戸匹 映二
委 員 奥田富美子 委 員 大塚 州章 委 員 内藤 康弘

欠席委員の氏名

（ な し ）

説明のため出席した者の職氏名

政策監（総務・企画担当） 安東 信二 総務課長 佐世 善之
消防本部消防長 中尾 敬 秘書・総合政策課長 望月 裕三
消防本部総務課長 廣戸 隆宏 消防本部予防課長 三城 英昭
秘書・総合政策課参事 内藤 健治 総務課参事 桑原 昇造
その他関係職員

出席した事務局職員の職氏名

書記 小嶋 佳希

傍聴者

（ 記者1名 ）

会議に付した事件及び審査結果

< 審査議案 >

議案番号	議 案 名	審査結果
第5号	白杵市職員の給与に関する条例等の一部改正について	原案可決
第7号	白杵市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決

第15号	白杵市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	原案可決
第16号	白杵市火災予防条例の一部改正について	原案可決
第17号	他の普通地方公共団体の公の施設の利用に関する協議について	原案可決
第18号	大分都市広域圏連携協約の変更について	原案可決
第19号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決
第20号	白杵市過疎地域持続的発展計画の策定について	原案可決

午前9時55分 開議

○委員長（梅田徳男）

ただいまから総務委員会を開催いたします。傍聴の申し出がありましたので許可したいと思います。

これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案は8件であります。お手元の次第にそって審査を行いたいと思います。それでは消防本部総務課所管の議案の審査を行います。第15号議案、白杵市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎消防本部総務課長（廣戸隆宏）

（ 付議議案書及び配付資料に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員（内藤康弘）

この改正内容は全国一律ですよね。確認なんですけど、過去にそういう事例があったとかなんとかいうのがありますか。

◎消防本部総務課長（廣戸隆宏）

内藤委員の質問にお答えします。過去5年、10年さかのぼっても実績の方はございません。

○委員（甲斐 尊）

条例第5条第2項第2号関係なんですけども、説明では非常勤消防団員以外の方で、いろいろ

ろ現場で従事されたということですけど、そこに認定というのが正しい表現かどうかなんですけども、一般市民の方が消防活動を手伝ってくれた場合、明らかに客観的に手伝ってくれたんだという認定はどうするのでしょうか。

◎消防本部総務課長（廣戸隆宏）

甲斐委員の質問にお答えします。基本的には協力要請があつてということになりますので、消防活動につきましても、率先的にやっていただいたときにも補償の対象になるような形になっております。その他救急などの活動については、協力をこちらから依頼して、何かあつたときに補償の対象になるというような形になっております。

○委員（甲斐 尊）

要請があつた時はもちろん、要請がなくても意気に感じてホースを引っ張るのを手伝つたとか、そういうことで負傷したときも補償の対象になるということで良いですね。

◎消防本部総務課長（廣戸隆宏）

甲斐委員の質問にお答えします。消防活動についてはそういう認識で結構でございます。

○委員（大塚州章）

今回は、まず1点は、この改定は白杵だけのものかということと、この改定内容の団長、分団長、部長の3段階に分かれて、上げ率が、団長が1.034、分団長が1.032、部長が1.03と一律になっていますが、これは国の規定か何かあるのか教えてください。

◎消防本部総務課長（廣戸隆宏）

大塚委員の質問にお答えいたします。上げ幅等につきましてもということだと思っておりますが、この改正につきましても全国一斉に行われておりまして、全国で同じ金額になっておりますので一律ということでもよろしいかと思っております。

○委員（大塚州章）

同じ金額なのか、地域によっては金額が違うのか、それとも一律に上げ幅が一緒なのでしょうか。

◎消防本部総務課長（廣戸隆宏）

国の方から通知が出ておりますので、ちょっと他の市町村は確認はしておりませんが、おそらく一律で上がるような形になろうかと思っております。

○委員（甲斐 尊）

大塚委員の今の質問に関連してなんですけども、団長、分団長、部長、班長ちょっと差がありますよね。これ団員から何で同じ1人の人間が負傷したのにこういう差を設けるのかと聞かれた時にどのような説明をしますか。

◎消防本部総務課長（廣戸隆宏）

甲斐委員の質問にお答えします。この金額の格付といいますか、これが公安職の給与表に基づいて格付をされているような形になりますので、団員から分団長、団長という形で、差がついているような形になっているということです。

○委員長（梅田徳男）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第15号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第15号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。以上で消防本部総務課所管の議案審査を終わります。お疲れ様でした。

休憩します。

午前10時07分 休憩

午前10時07分 再開

○委員長（梅田徳男）

再開いたします。

それでは、消防予防課所管の議案の審査を行います。第16号議案、白杵市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎消防本部予防課長（三城英昭）

（ 付議議案書及び配付資料に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員（奥田富美子）

白杵市はこの施策の実施に努めるものとする第29条の7にありますが、例えば感震ブレーカーとかもつけてくださいねっていうことですが、つけなくても罰則はないですよということと、どのようにこのことを対象になる人に周知していくのかイメージがつかないので教えてください。

◎消防本部予防課長（三城英昭）

奥田委員の質問にお答えします。感震ブレーカーの取り付けに関しまして罰則等はございません。現在も住宅用火災警報器と位置付けは同じ扱いになりまして、推進するという形で現在

は火災予防啓発を行う時に、住宅用火災警報器、それに加えて感震ブレーカーの設置を促進するように、SNS、ホームページ等を活用し、また地域で行われる防火・防災講話の際にも、こういった説明を行っているところであります。

○委員（奥田富美子）

すでにサウナを設置している人や、これから設置する人に、このことをお知らせする方法ですが、購入の際にこのお話と一緒に、例えば業者さんから伝わるとかいうことはあるのでしょうか。

◎消防本部予防課長（三城英昭）

奥田委員の質問にお答えします。サウナに関しては、事業者が設置する場合においては、簡易サウナ設備についての届け出が義務となっております。

○委員（大塚州章）

条例の中に、個人が設けるものを除くとあります。これは、個人が例えば新築の家の中にサウナを設置する場合は除外ということによろしいですかね。サウナを設置するとなると電圧もかかるだろうから、個人の家から出火したときの火災の発生元とかそういうのにならなければいいなと思ったのですがどうですか。

◎消防本部予防課長（三城英昭）

大塚委員の質問にお答えします。今回火災予防条例では、個人が設けるものは除くとなっております。火災予防条例の中で不特定多数の方が、事業用、商業用という形で施設などで行う事業者が設置するものが限定とされております。

○委員（大塚州章）

わかりました。個人の家でも、もしかしたら火災の原因になったり、また地震の時にショートしてとかいうことのために感震ブレーカーを設けるんだらうと思うんですけど、今後また何かがあれば変えなきゃいけないこともあるかなと想定して今思いました。答弁は必要ないです。

○委員長（梅田徳男）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第16号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第16号議案については原案のとおり可決すべきものとして決

しました。以上で消防本部予防課所管の議案審査を終わります。お疲れ様でした。
休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時20分 再開

○委員長（梅田徳男）

再開いたします。

それでは、総務課所管の議案の審査を行います。第5号議案、臼杵市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎総務課長（佐世善之）

（ 付議議案書及び配付資料に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員（奥田富美子）

住宅手当は数年前に話題になった住宅手当のことでしょうか。また、今回対象者は何人ぐらいになりますか。

◎総務課長（佐世善之）

奥田委員の質問にお答えいたします。以前は住居手当ということで持ち家、自身が家を所有している職員に対して支払いしてましたので、それについては廃止をしたということがございます。ですから、今回は市内に居住の方が対象ですので、ちょっと内容が異なるかと思えます。また市内に居住している職員は何人かということですが、令和7年度で408人の職員数に対しまして366人、これが市内に居住しているという職員でございます。参考までに市外に居住している人については、42名ということで率については、10.3%程度が市外に居住しているということがございます。

○委員（甲斐 尊）

市役所職員に対する住民の思いからすると、やっぱり市内居住を推進するというこの趣旨は大いに賛成であります。それでこの居住という言葉、細かいこと聞くんですけども、これはイコール住民票を有するというふうに理解してよろしいでしょうか。

◎総務課長（佐世善之）

甲斐委員の質問にお答えいたします。居住ということで、転居した場合については、住居届というのをを出していただきます。そういった中で市内に住んでいる方については、私ども市県民税の特別徴収義務者になっておりますので、当然市内に住んでいただいて、市県民税を市に納めていただくというところで確認をしたいというふうに思っています。

○委員（内藤康弘）

消防職員手当が1,680円から2,160円に上がっていますが、これが高いか安いかというのはいろいろあるんですけど、緊急消防援助隊の中身について教えてください。

◎消防本部総務課長（廣戸隆宏）

内藤委員の質問にお答えいたします。緊急消防援助隊は平成7年に創設されておりまして、全国各地で大規模な災害が起きますと、災害が発生した市町村から県知事を通じて、消防長に要請がありますので、その要請に応じて出動するといったような単位になっておりまして、白杵でも現在3隊、消火隊が2隊、救急隊1隊を登録して、何かあった場合には出動するといった形になっております。

○委員（内藤康弘）

そういった援助隊の1日につき2,160円という金額。何でこの金額になったのですか。

◎消防本部総務課長（廣戸隆宏）

内藤委員の質問にお答えいたします。国の警察の手当が2,160円ということで、それと均衡を図るために2,160円を計上するという形にしております。

○委員（内藤康弘）

これも全国一律という考え方でいいのか。

◎消防本部総務課長（廣戸隆宏）

内藤委員の質問にお答えいたします。金額につきましては全国でバラバラでございまして、大分県内でもバラバラでございます。14消防本部ございますけども、今年度中に改定、或いは今後の予定を含めて、14消防本部中11消防本部が2,160円に改定するという形になっております。

○委員（内藤康弘）

高いところ、安いところを教えてください。

◎消防本部総務課長（廣戸隆宏）

内藤委員の質問にお答えいたします。安いところは1,680円でこれまでどおりで、高いところは2,160円に改定をされております。

○委員（大塚州章）

今回条例を改正して住居手当が3,000円ということなのですが、これは原案としては、担当課が考えて何とか白杵に住んでもらいたいという思いから発した原案になるのか、それとも、職員から私たち白杵市内に住んでるからつけて欲しいんだというような、ボトムアップで上がってきた案なのかその辺のところわかれば教えてください。

◎総務課長（佐世善之）

大塚委員の質問にお答えいたします。令和7年度では市外居住者が10.3%ということで、過去から見ると増えてきているという実情がございまして。先ほど市県民税の話をしましたけど、市外居住が増えていけば、市県民税としても当然落ちますし、市内消費といいますか、そこで生活することに対する消費にも繋がるので、是非とも市内には住んでいただきたいという思いか

らになります。市長にもこの率を説明させていただいた中で、やはり自治体職員については、地域の課題を発見するためには、地域に住むのが当然大前提だというふうに思っていますが、様々な家庭の事情もごございますので、なかなか制限はできませんけれども、その手当を払うことによって、少しでも市内に住んでいただく意識づけになってもらえればなということで新設をさせていただきました。

○委員（大塚州章）

その趣旨はよくわかります。例えばそれが、担当課の思いと職員の思いがマッチングしていればいいんですけど、それがちょっとずれたりするとどうなのかなってというのが思ったので、それについて職員にどうなのかというような意見を伺ったのかどうか教えてください。

◎総務課長（佐世善之）

大塚委員の質問にお答えいたします。先ほども言いました台風とか災害の時など、初動体制ということで、ある程度そういった意識づけもいるんですけれども、職員側としても、やはり市内に住んだときに、役所の職員であるがゆえにいろいろな活動を仰せつかるということもありますので、そういった意味でも、職員側からの希望についても若干あったということでございます。

○委員（奥田富美子）

市の職員さんが市内に住んで空気感を感じつつ、盛り上げ役になっていくということはとても良いと思います。来年度の職員採用の際とかに、最終的にあまり能力が変わらなかったら、白杵に住むという方を優先していただけたらいいなと思います。そのあたりは、採用の際にどうされますかということと、世帯として考えるのではなくて、職員1人に対し3,000円ということでもいいでしょうか。

◎総務課長（佐世善之）

奥田委員の質問にお答えいたします。採用の際、採用の要綱の中で強制力はなかなかないんですけれども、採用後白杵市に原則居住することと記載していますので、そういったものについては受験者には伝わっているのかなと思っています。ただ採用の時に地方公務員法の中での成績が必要でございますので、直接便宜を図るということはなかなか難しいかというふうに考えております。あと手当3,000円につきましては、1人に対して月3,000円ということでございます。

○委員（大塚州章）

白杵に住んでもらうことを推進するという事なんですが、住む場所はあまりなかったりとか、すぐ住居がなかったりすると、逆にどこに住めばいいのかとか、空き家対策も今やっていますが、具体的にここ空いているよとかその辺をうまくリードしてあげないと、不動産屋に言ってもなかなかマッチングしないとかそういうのもあると思うので、その辺のところを白杵に住むことを推進すると同時に、居住場所の確保をきちりした方がいいのではないかと思います。これは提案です。

○委員長（梅田徳男）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第5号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第5号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。それでは次に第7号議案、白杵市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎総務課長（佐世善之）

（ 付議議案書及び配付資料に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第7号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第7号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。以上で総務課所管の議案審査を終わります。お疲れ様でした。

休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時40分 再開

○委員長（梅田徳男）

再開いたします。

それでは、秘書・総合政策課所管の議案の審査を行います。第17号議案、他の普通地方公共団体の公の施設の利用に関する協議についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎秘書・総合政策課長（望月裕三）

（付議議案書及び配付資料に基づき説明）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

（なし）

○委員長（梅田徳男）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（なし）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第17号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第17号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。

それでは次に、第18号議案、大分都市広域圏連携協約の変更についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎秘書・総合政策課長（望月裕三）

（付議議案書及び配付資料に基づき説明）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員（奥田富美子）

この連携を強化していくというときに、定期的な会議とかがあると思うんですけど、どういう方が参加してどのくらいの頻度で行われますか。

◎秘書・総合政策課長（望月裕三）

奥田委員の質問にお答えします。会議自体はまず事務局レベルの幹事会というものがございまして、これは我々課長級の職員が参加をして原案のものの作成をさせていただきます。また、ビジョンの策定につきましては、ビジョンの策定検討委員会というのは別途あって、例えば大学の教授であったり、経済団体の代表だったり、そういった大分県の識者が参加をした上で、練ってまいります。さらに最終的には、全ての市長がそろった段階で、最終的にビジョンを策

定します。会議回数自体は、市長が揃う会議は年に2回実施をしております。識者が揃うビジョン策定会議も2回、幹事会については、大体年5回程度ぐらいのペースでやっていく、そういった状況であります。

○委員（奥田富美子）

そういう会議を受けて、最終的に市民にはどんな形でメリットなりをお知らせしながら展開していくのでしょうか。

◎秘書・総合政策課長（望月裕三）

奥田委員の質問にお答えします。ビジョンの策定の最終的な段階でパブリックコメントを実施させていただいております。全市ほぼ同時期にパブリックコメントをさせていただいて、皆さんにビジョンの告知をさせていただきながら、あとこのビジョンを見て、ご意見があった場合には、各市で取りまとめて最終的には事務局の大分市に報告をして、その対応等お示しをするという手続きをとりながら、周知を図っております。

○委員長（梅田徳男）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第18号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第18号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。

それでは、次に第19号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎秘書・総合政策課長（望月裕三）

（ 付議議案書及び配付資料に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第19号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第19号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。

それでは、次に第20号議案、白杵市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎秘書・総合政策課長（望月裕三）

（ 付議議案書及び配付資料に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第20号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第20号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。以上で秘書・総合政策課所管の議案審査を終わります。お疲れ様でした。

以上で総務委員会に付託されました議案議件の8件の審査を終了いたします。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前11時00分 閉会

白杵市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに記録を作成する。

令和8年3月13日

白杵市議会

総務委員会委員長 梅田 徳男